



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
 - 家畜人工授精師の登録……………(産業労働局農業振興事務所振興課)…二
 - 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)…二
- 告示(水)
- 昭和六十一年東京都水道局告示第六号(東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置)の一部改正……………四

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)…五
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………(環境局総務部環境政策課)…六

告示

東京都告示第八百九十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

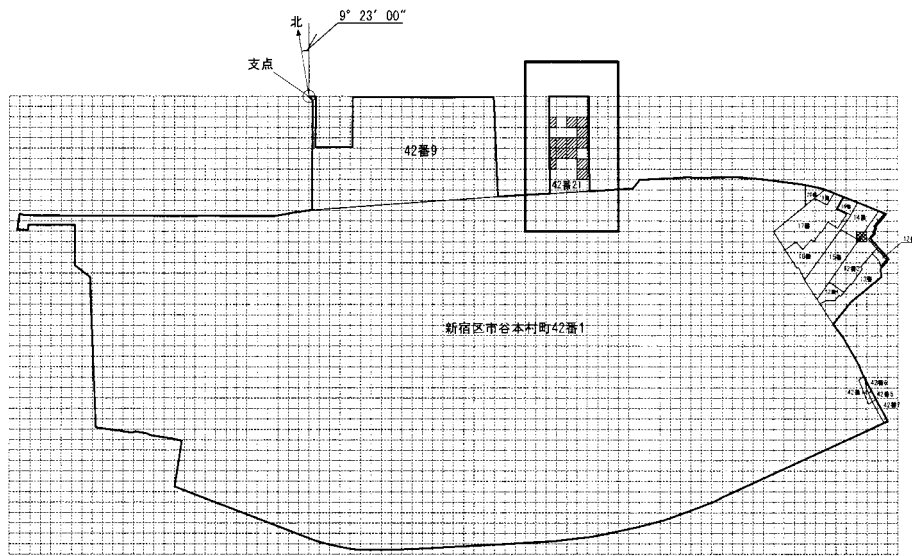
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十六日

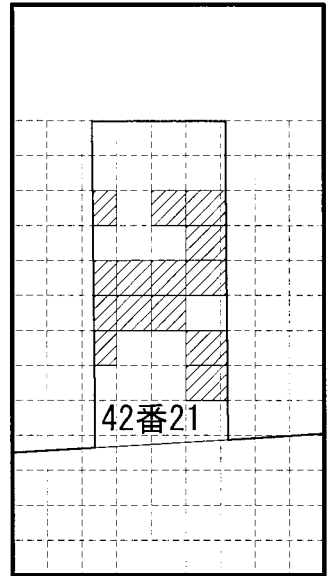
東京都知事 舛添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区市谷本村町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一條第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【拡大図】



【格子の回転角度(9度23分0秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域 (この告示で指定する区域)
- ▩ 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第479号により指定した区域)

【支点】
 支点は、新宿区市谷本村町42番9の最北端とする。

●東京都告示第九百号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十八年四月二十六日

東京都知事 舛添 要一

免許番号 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百五十八年三月三十一日 西寺方町 伊藤 一樹 牛 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務

三月三十一日

豚 家畜人工授精の業務

●東京都告示第九百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

東京都知事 舛添 要一

一 路線名 日比谷豊洲埠頭東雲町

二 供用開始の区間 江東区豊洲六丁目一番四地先から同区有明三丁目一番四十九地先まで

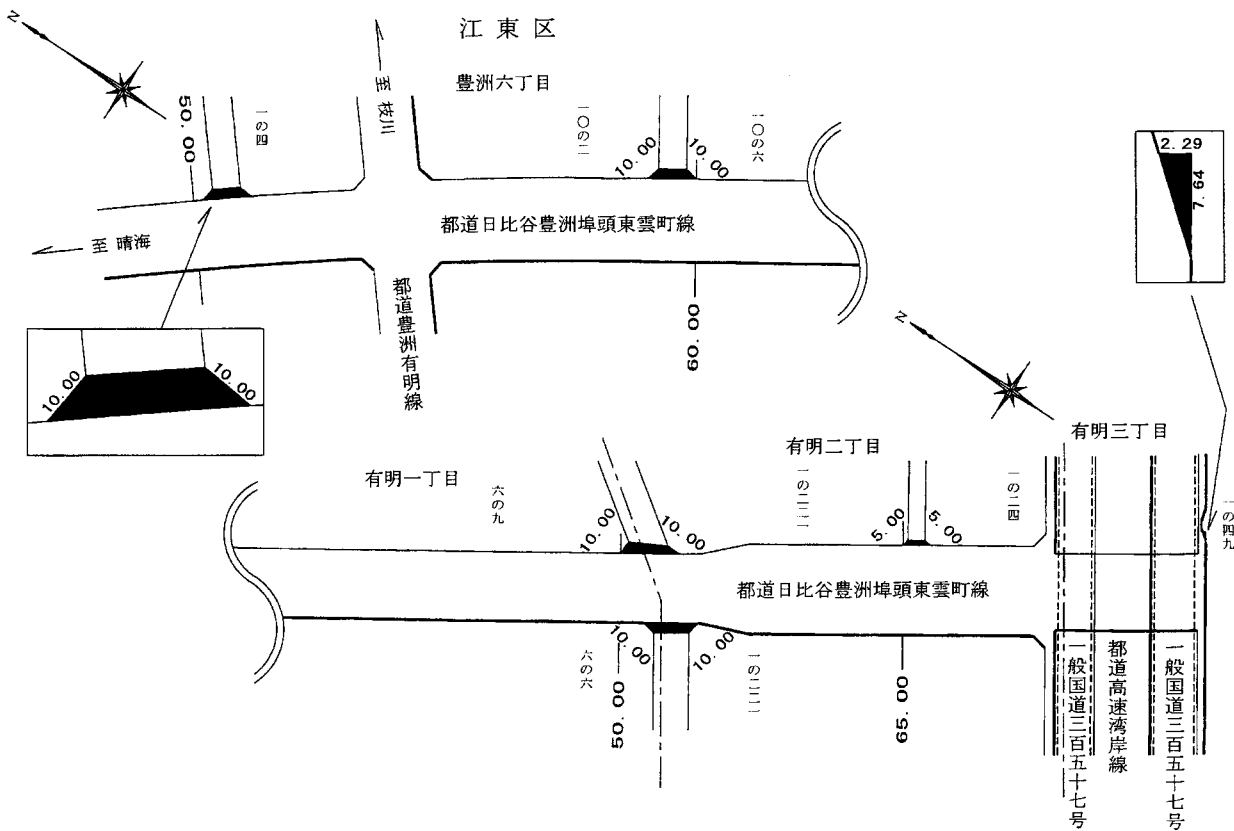
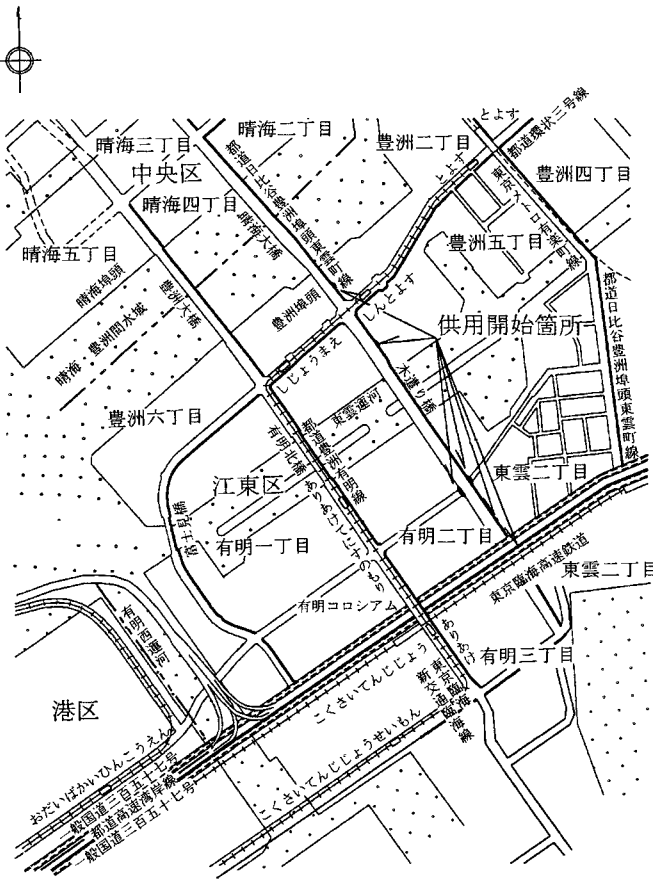
三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 平成二十八年四月二十六日

別図

都道日比谷豊洲埠頭東雲町線供用開始略図 江東区豊洲六丁目～有明三丁目

一般国道
 都道
 特別区道
 計画線
 編入区域
 延長 一四五・三六メートル
 面積 九一二・七七平方メートル



告示(水)

●東京都水道局告示第五号

昭和六十一年東京都水道局告示第六号(東京都水道局支所及び東京都水道局営業所の設置)の一部を次のように改正し、平成二十八年五月六日から施行する。

平成二十八年四月二十六日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

表中東京都水道局大田営業所の項位置の欄中「大田区大森本町一丁目七番十号」を「同右」に改める。

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十六日

東京都知事 舛添 要一

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人トラ・ゾウ保護基金

三 代表者の氏名

李 久美(戸川 久美)

四 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門二丁目五番四号 末広ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、生息地における野生生物保全活動に対する支援を核とした野生生物保全のための活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおぞら福祉会

三 代表者の氏名

明滝 一郎

四 主たる事務所の所在地

東京都町田市野津田町四百九十八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般市民を対象として、特に町田市とその周辺地域において子育てをしながら働く保護者達の幅広いニーズに応え、保育園運営事業を通して、公共の社会福祉増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人スウェーデン認知症研究所かつし

か

三 代表者の氏名

田村 弘子

四 主たる事務所の所在地

東京都葛飾区細田四丁目二番八号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、高齢者福祉の先覚者であるスウェーデンから学び、日本における認知症をかかえる家族や、高齢社会に対して、ケアの普及活動を行う事により、より良い日本の高齢者福祉社会の構築に寄与する。

また、一般企業への就職が困難な障害をお持ちの方に就労の機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを提供する事により、障害をお持ちの方の自立支援に努める。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国検定振興機構

三 代表者の氏名

吉田 博彦

四 主たる事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目二十番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、検定試験の質的向上及びその社会的通用性の向上に関する事業を行い、もって、我が国の教育の

推進に貢献する。そのために、検定実施団体の運営に關する支援や検定試験の質的向上のための調査研究及び検定試験の普及促進を行い、教育機関、企業及びその他団体並びに個人に対して安心して受験できるように環境を整備し、その学習成果が適切に評価・活用される社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

三 代表者の氏名

齋藤 修

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区外神田六丁目十五番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、農業生産者、加工食品製造者及び消費者に対し、有機農業、有機食品産業の推進・啓発に関する事業を行い、健康に役立つ農産物・加工食品を拡大し、自然的・人的・社会的に持続可能な農業の発展と環境の保全に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同條第二項及び特定非営利活動促進法施行条

例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三條の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ニューマン理論・研究・実践研究会

三 代表者の氏名

遠藤 恵美子

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区大久保二丁目十三番一―三―四号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の看護師、保健師、助産師、およびそのサービスの受け手である患者・患者家族、ならびに地域社会の人々に対して、いまや世界中に拡がり、様々な看護実践と教育の場で展開されているニューマンの健康の理論に導かれた看護ケアが有するメリットを還元していくことが有益と考え、この理論の真髄である人間の全体性に注目し、サービスの受け手である人々の内部の力を活かしていく看護ケアの実践と研究を探索すると同時に、看護師、保健師、助産師ならびに他の保健医療職者を対象として教育・啓発・普及に係る活動も行うことで、地域社会の人々により質の高い看護・医療が浸透し、健康的な生活に寄与し、もって日本ならびに世界の看護・医療の向上に資することをその目的とします。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京まんまる

三 代表者の氏名

田尻 孝二

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区南大塚二丁目四十二番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象とする。高齢者の生活援助事業や交流事業、生きがい活動の支援などを行う。高齢社会の抱える地域課題に高齢者自身も含めた多世代で取り組み、地域を支える福祉のネットワークづくりに寄与する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人ふれあい子育てサロンスイミー

三 代表者の氏名

住井 美由紀

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区代々木三丁目三十六番八号 代々木ベア

五 シティB棟二―二

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て期にある一般市民の方々を対象に、心と身体の両面から親子を支えるために、子育てサロン

や短時間保育をはじめとした子育て支援の事業を行い、親子が地域社会とつながり合える場を作ることで、孤立しがちな都会の育児環境を改善し、子育てしやすく、また子どもたちが生き生きと幸せに育つ豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 neomura

三 代表者の氏名

新井 佑

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区上用賀四丁目二十七番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、「用賀サマーフェスティバル」というイベント事業やそれに係る地域活性化事業を中心としながら、地域における課題解決に取り組み、誰もが地元で活躍出来る世界を目指すことで日本の社会貢献活動に寄与する。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Life Skill For

Students

三 代表者の氏名

吉田 宗興

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区要町一丁目二十七番二十八号 エンブレムヒルズ一〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、子ども及び子どもを取り巻く大人を対象として、子ども達の成熟社会で生き抜く力(ライフスキル)を育むことを理念とし、ライフスキルを構成する「考える力」「つながる力」「向き合う力」「自己肯定感」を身につけるために、学校、企業、他団体、個人向けに「ライフスキル教育」を導入・運用する事業を行うことで、子どもの成長により環境社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十八年四月二十六日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 外 添 要 一

新宿区西新宿二丁目八番一号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第九十九条の二第二項に定められた特定建築者(民間事業者)

代表者 未定

所在地 未定

二 対象事業の名称

(仮称)晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業

三 工事着手の予定年月日

平成二十八年四月二十七日

四 工事完了の予定年月日

平成三十六年三月三十一日

五 届出日

平成二十八年四月十二日

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号

一箇月

六、六〇〇円

三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

印刷所

勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001